

海上自衛隊訓令第 17 号

自衛隊法施行令（昭和 29 年政令第 179 号）第 32 条に基づき、海上システム開発隊の編制に関する訓令を次のように定める。

令和 5 年 3 月 31 日

防衛大臣 浜 田 靖 一

海上システム開発隊の編制に関する訓令

（任務）

**第 1 条** 海上システム開発隊は、次に掲げる業務を行うことを任務とする。

- （1）海上自衛隊の使用する装備品等の運用の開発及び改善に関すること（音響測定所の所掌に属するものを除く。）。
- （2）海上自衛隊の使用する装備品等の能力向上に関すること（技術評価開発隊の所掌に属するものを除く。）。
- （3）艦艇の運用及び教育訓練に必要なシステム（以下「艦艇システム」という。）の開発、改善及び維持管理に関すること。
- （4）海上自衛隊の指揮統制システム、通信ネットワーク、通信システム及び情報通信技術基盤の開発、改善及び維持管理（情報通信機器を利用する技術に係るものに限る。第 9 条から第 11 条までにおいて同じ。）に関すること（保全監査隊の所掌に属するものを除く。）。
- （5）業務システムの開発、改善及び維持管理の支援に関すること。
- （6）艦艇システム、指揮統制システム及び通信システムに関する教育訓練に関すること（水上戦術開発指導隊、水陸両用戦・機雷戦戦術支援隊及び保全監査隊の所掌に属するものを除く。）。
- （7）前各号に掲げる業務に必要な調査及び研究に関すること。

（定義）

**第 2 条** この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）装備品等 防衛省設置法（昭和 29 年法律第 164 号）第 4 条第 1 項第 13 号に規定する装備品等（航空機、航空機搭載装備品及び航空機の運航に必要な航空基地用機器並びに食糧その他の需品を除く。）をいう。
- （2）運用試験等 装備品等が単一体系若しくは総合体系としての装備計画若しくは防衛構想における期待を満足するか否かについて評価するため、又は装備品等の有効な運用の開発に資するための資料を得るために行う運用試験及び現用装備品等の運用の改善の資料を得るために行う試験をいう。

## 海上システム開発隊の編制に関する訓令

- (3) 業務システム 防衛省の情報保証に関する訓令（平成19年防衛省訓令第160号）第2条第2号に規定する情報システムのうち、海上自衛隊が使用する情報システム（艦艇システム、指揮統制システム、通信ネットワーク、通信システム及び情報通信技術基盤並びに航空機に係るものを除く。）をいう。

（司令及び副長）

**第3条** 海上システム開発隊の長は、海上システム開発隊司令（以下「司令」という。）とする。

2 司令は、1等海佐をもって充てる。

3 司令は、開発隊群司令の指揮監督を受け、海上システム開発隊の隊務を統括する。

4 海上システム開発隊に、副長1人を置く。

5 副長は、司令を助け、事務を整理し、司令に事故があるとき、又は司令が欠けたときは、司令の職務を行う。

（システム調整官）

**第4条** 海上システム開発隊に、システム調整官1人を置く。

2 システム調整官は、司令の命を受け、艦艇システム、指揮統制システム、通信ネットワーク、通信システム、情報通信技術基盤及び業務システムに関する事務を整理する。

（編制）

**第5条** 海上システム開発隊に、次の2科及び3部を置く。

総務科

技術科

指揮通信開発部

艦艇開発部

分析部

（総務科）

**第6条** 総務科においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 公印の保管、文書及び統計に関すること。
- (2) 人事及び福利厚生に関すること。
- (3) 秘密の保全に関すること。
- (4) 会計及び物品の取扱いに関すること。
- (5) 教育訓練の実施に関する部外との連絡調整に関すること。
- (6) 艦艇システム、指揮統制システム、通信ネットワーク、通信システム、情報通信技術基盤及び業務システムの開発、改善及び維持管理についての審査に関すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、海上システム開発隊の所掌事務で他の所掌に属

## 海上システム開発隊の編制に関する訓令

しないものに関すること。

(技術科)

**第7条** 技術科においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 装備品等の能力向上に関する計画の作成及び実施の調整に関すること。
- (2) 装備品等の能力向上に関する調査及び研究に関すること。
- (3) 前2号に掲げる事務に必要な資料の収集整理に関すること。

(指揮通信開発部の分科)

**第8条** 指揮通信開発部に、指揮通信開発調整室及び次の3科を置く。

指揮統制システム科

通信ネットワーク科

業務システム科

(指揮通信開発調整室)

**第9条** 指揮通信開発調整室においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 指揮統制システム及び通信システムに関する教育訓練の計画の作成及び実施並びに当該教育訓練の成果の審査に関すること。
- (2) 指揮統制システムの開発、改善及び維持管理の調整に関すること。
- (3) 部内の事務の総括に関すること。

(指揮統制システム科)

**第10条** 指揮統制システム科においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 指揮統制システムの調査、研究、開発、改善及び維持管理の計画の作成及び実施に関すること。
- (2) 指揮統制システムに関連する業務システムの調査、研究、開発、改善及び維持管理の支援に関すること（業務システム科の所掌に属するものを除く。）。
- (3) 指揮統制システムの開発及び改善の実施に必要な試験を行うための装置の運用計画及び維持管理に関すること。

(通信ネットワーク科)

**第11条** 通信ネットワーク科においては、通信ネットワーク、通信システム及び情報通信技術基盤の調査、研究、開発、改善並びに維持管理の計画の作成及び実施に関する事務をつかさどる。

(業務システム科)

**第12条** 業務システム科においては、業務システムの調査、研究、開発、改善並びに維持管理の計画の作成及び実施の支援に関する事務をつかさどる。

(艦艇開発部の分科)

**第13条** 艦艇開発部に、艦艇開発調整室及び次の3科を置く。

水上艦艇第1科

水上艦艇第2科

## 海上システム開発隊の編制に関する訓令

### 潜水艦科

#### (艦艇開発調整室)

**第14条** 艦艇開発調整室においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 艦艇システムに関する教育訓練の計画の作成及び実施並びに当該教育訓練の成果の審査に関すること。
- (2) 艦艇システムの開発及び改善の実施に必要な試験を行うための装置(以下「艦艇システム試験装置」という。)の維持管理の支援に関する事務をつかさどる。
- (3) 艦艇に関する装備品等の開発、改善及び維持管理の調整に関すること。
- (4) 部内の事務の総括に関すること。

#### (水上艦艇第1科)

**第15条** 水上艦艇第1科においては、艦艇(潜水艦、練習潜水艦及び試験潜水艦(以下「潜水艦」という。)並びに潜水艦救難艦に関するものを除く。)に関する装備品等に関し、次の事務(分析部の所掌に属するものを除く。)をつかさどる。

- (1) 運用試験等の計画の作成及び実施に関すること。
- (2) 運用試験等の成果の分析及び評価に関すること。
- (3) 艦艇システムの調査、研究、開発、改善及び維持管理の計画の作成に関すること。
- (4) 装備体系及び運用に関する調査及び研究に関すること。
- (5) 教範、準則、取扱説明書その他の取扱いに関する文書の作成の支援に関すること。

#### (水上艦艇第2科)

**第16条** 水上艦艇第2科においては、艦艇システム(潜水艦及び潜水艦救難艦に関するものを除く。)の調査、研究、開発、改善及び維持管理の実施に関する事務(分析部の所掌に属するものを除く。)並びに艦艇システム試験装置(潜水艦に関するものを除く。)の運用計画及び維持管理に関する事務をつかさどる。

#### (潜水艦科)

**第17条** 潜水艦科においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 潜水艦及び潜水艦救難艦に関する装備品等に関する第15条各号に掲げる事務に関すること。
- (2) 艦艇システム(潜水艦及び潜水艦救難艦に関するものに限る。)の調査、研究、開発、改善及び維持管理の実施に関する事務(分析部の所掌に属するものを除く。)に関すること。
- (3) 艦艇システム試験装置(潜水艦に関するものに限る。)の運用計画及び維持管理に関する事務に関すること。

#### (分析部)

## 海上システム開発隊の編制に関する訓令

**第 18 条** 分析部においては、次の事務に必要な数理的・分析評価並びにこれに必要な調査及び研究に関する事務をつかさどる。

- (1) 運用試験等の計画の作成及び実施に関すること。
- (2) 運用試験等の成果の分析及び評価に関すること。
- (3) 艦艇システムの調査、研究、開発、改善及び維持管理の実施に関すること。
- (4) 装備体系及び運用に関する調査及び研究に関すること。
- (5) 実用試験等（技術評価開発隊の編制に関する訓令（令和 5 年海上自衛隊訓令第 16 号）第 2 条第 3 号に規定する実用試験等をいう。）に関する分析の支援に関すること。

（部長、室長及び科長）

**第 19 条** 部に部長を、室に室長を、科に科長を置く。

- 2 部長は、司令の命を受け、部務を掌理する。
- 3 室長又は科長は、部長（総務科長及び技術科長にあつては、司令）の命を受け、室務又は科務を掌理する。

（委任規定）

**第 20 条** この訓令に定めるもののほか、海上システム開発隊の内部組織に関し必要な事項は、海上幕僚長が定める。

### 附 則

- 1 この訓令は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 次に掲げる訓令は、廃止する。
  - (1) 指揮通信開発隊の編制に関する訓令（平成 14 年海上自衛隊訓令第 15 号）
  - (2) 艦艇開発隊の編制に関する訓令（平成 14 年海上自衛隊訓令第 16 号）

**附 則**（令和 6 年 3 月 7 日防衛省訓令第 7 号船舶の造修等に関する訓令等の一部を改正する訓令第 15 条）

- 1 この訓令は、令和 6 年 3 月 8 日から施行する。